

2024年度大阪大学大学院
法学研究科博士前期課程（第2次）入学試験
知的財産法プログラム

筆記試験問題

注意事項：答案用紙には、試験科目名と受験番号を必ず記入してください。

また、問題に複数の問いがある場合は、必ずその解答番号（「問1」、「問2」など）を記入したうえで解答してください。

※問題冊子に落丁・乱丁や文字のかすれなどがあれば、試験監督者に直ちに申し出てください。

目 次

・ 知的財産法	1
---------	---

2024年度法学研究科博士前期課程（第2次）入学試験問題

科目：知的財産法

以下の各文章について、正しい場合は「○」、正しくない場合は「×」を記載し、いずれの場合にも、その理由を述べよ。

1. Xは、2023年6月1日に特許出願Aをした。出願Aの願書に添付した特許請求の範囲には、Xが行った発明 α が記載されている。Yは、2022年4月1日に特許出願Bをした。Yは発明 α と発明 β を行い、出願Bの願書に添付した特許請求の範囲には発明 β が、明細書には発明 α と発明 β が記載されている。
出願Aは、出願Bとの関係で、いわゆる新規性要件を定める特許法29条1項を理由に拒絶される。
2. 上記1.の事実関係において、Yは、2023年12月1日に出願Bを取り下げたとする。
出願Aは、出願Bとの関係で、いわゆる先願主義を定める特許法39条を理由に拒絶される。
3. 上記1.の事実関係において、Yは、2023年8月1日に出願Bを取り下げたとする。
出願Aは、出願Bとの関係で、いわゆる拡大先願を定める特許法29条の2を理由に拒絶される。
4. 特許権の存続期間は、常に、特許出願の日から20年をもって終了する。
5. XとYが特許権を共有する場合、Xは、契約で別段の定めをしていなければ、Yに無断でその特許発明を実施することができる。
6. Xがその創作した著作物 α を利用する行為は、著作物 α が1年前にYが創作した著作物 β と完全に同一である場合であっても、Yの β についての著作権を侵害しない。
7. 他人の著作物を無断で複製する行為は、私的使用を目的とする場合であっても、複製権侵害となることがある。
8. 著作者人格権は、著作者の死後70年を経過するまでの間、存続する。
9. 1件の意匠登録出願に、複数の意匠を含めることはできない。
10. 商標登録出願をするために、出願に係る商標を使用していることは必要ない。

以上